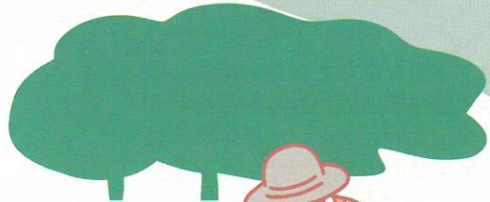
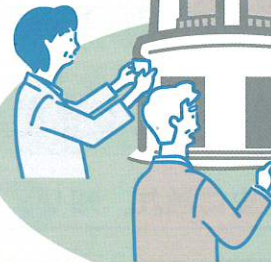
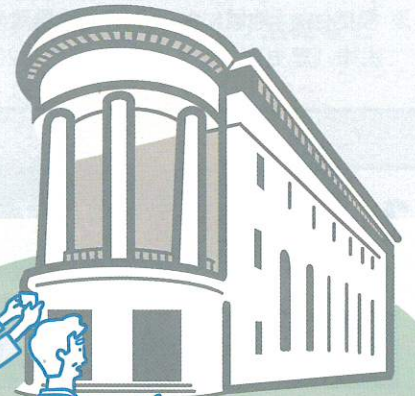
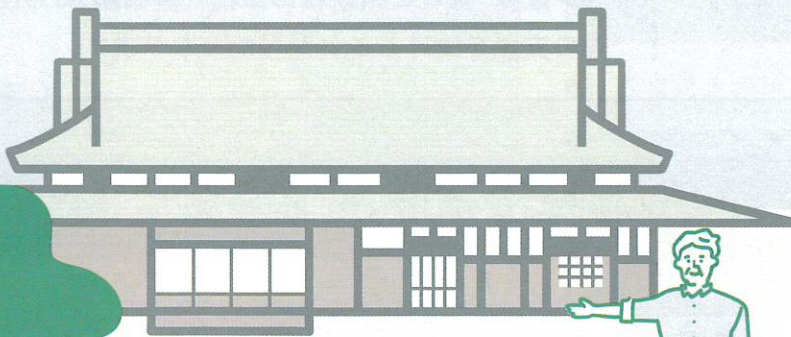


横浜市歴史的風致維持向上計画（素案）

市民の皆様のご意見を募集します！

募集期間：令和6年7月30日（火）～8月30日（金）



横浜市



今後のスケジュール（予定）

- 令和6年7～8月 意見募集
- 令和6年9月～令和7年3月 計画認定手続き等
- 令和7年4月 計画運用開始

意見募集に関する情報公開 / 素案の閲覧方法

◇意見募集に係るホームページのご案内



横浜市歴史的風致維持向上計画（素案）本編・概要版を公開しています。

また、資料の配架箇所、意見の提出方法等の詳細を掲載しています。

▶ <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/design/ikasu/keikaku.html>

◇施設での素案の閲覧

下記施設等で、令和6年7月30日から8月30日まで閲覧用の本編・概要版（素案）を配架します。

※ 閲覧箇所の詳細、開館時間や休館日等は上のホームページよりご確認ください。

- ... 市民情報センター（横浜市庁舎3階）/ 各区図書館 / 各区区民活動センター・区民文化センター・地区センター / 各区役所区政推進課広報相談係 / 横浜市歴史博物館等の博物館施設 / 横浜赤レンガ倉庫、ペーリック・ホール等の歴史的建造物（※配架していない箇所もあります）

ご意見の提出方法

募集期間：令和6年7月30日（火）～8月30日（金）

「氏名」「住所（居住区）」「年代」「ご意見」をご記入の上、下記のいずれかの方法にてご提出ください。

ご意見は、素案の具体的な箇所（ページなど）がわかるようにご記入ください。

1 横浜市電子申請・届出システム入力フォーム

上のホームページから電子申請・届出システム入力フォームへアクセスし、ご入力ください。

※受付最終日は23:59までに手続きを完了させてください。

※メンテナンス時間中（不定期）はご利用になれません。

2 Eメール

tb-toshidesign@city.yokohama.lg.jp

3 FAX

045-664-4539

4 郵送

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市都市整備局都市デザイン室 歴史的風致維持向上計画担当あて

※令和6年8月30日（金）の消印まで有効です。

2 Eメール、3 FAX、4 郵送の場合

◆上のホームページ掲載の「意見提出用紙」、
又は任意の様式にてご意見をお寄せください。

◆件名に
「横浜市歴史的風致維持向上計画（素案）意見募集」
と明記してください。

お問合せ先

横浜市都市整備局 都市デザイン室

▶ 横浜市中区本町6丁目50番地の10（市庁舎29階）

▶ 電話：045-671-2023 FAX：045-664-4539

▶ Eメール：tb-toshidesign@city.yokohama.jp

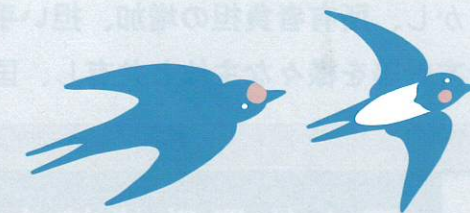
※8:45～17:15（土日・祝日を除く）

個人情報の取扱い等について

お寄せいただいたご意見は、横浜市歴史的風致維持向上計画策定の参考に利用させていただきます。ご意見の提出に伴い取得した住所等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、本案に対する意見募集に関する業務のみに利用します。

また、ご意見の概要とそれに対する横浜市の考え方は、後日、本市ホームページで公表します。

令和6年7月発行



横浜市歴史的風致維持向上計画（素案）

市民の皆様のご意見を募集します！

募集期間：令和6年7月30日（火）～8月30日（金）



横浜には開港や文明開化、鎌倉文化や宿場・農村の姿を伝える様々な歴史的建造物や人々の営みや祭事が数多く残されています。しかし、所有者負担の増加、担い手や支援の不足など、数多くの課題が生じています。そこで、歴史を生かしたまちづくりの理念や方針等を様々な主体と共有し、国の支援も受けながら横浜の魅力を感じられるまちづくりを推進するため、本計画を策定します。



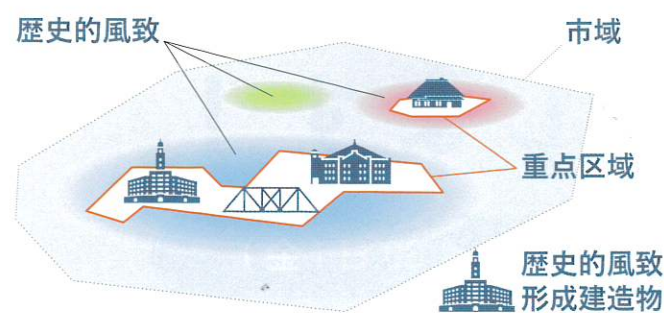
←計画の詳細はこちら

「横浜市歴史的風致維持向上計画（素案）」本編・概要版、資料の配架場所、ご意見の提出方法の詳細などを掲載しています。

1 歴史的風致維持向上計画とは

「歴史的風致」の維持向上を目指して作成する歴史まちづくりの事業計画です*。

歴史的風致及び重点区域を指定し、区域内で歴史的風致形成建造物や事業を位置付けます。



* 根拠法：「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」（平成20年制定）

● 歴史的風致とは

歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動

▶ これらが一体となった良好な市街地環境を指します。

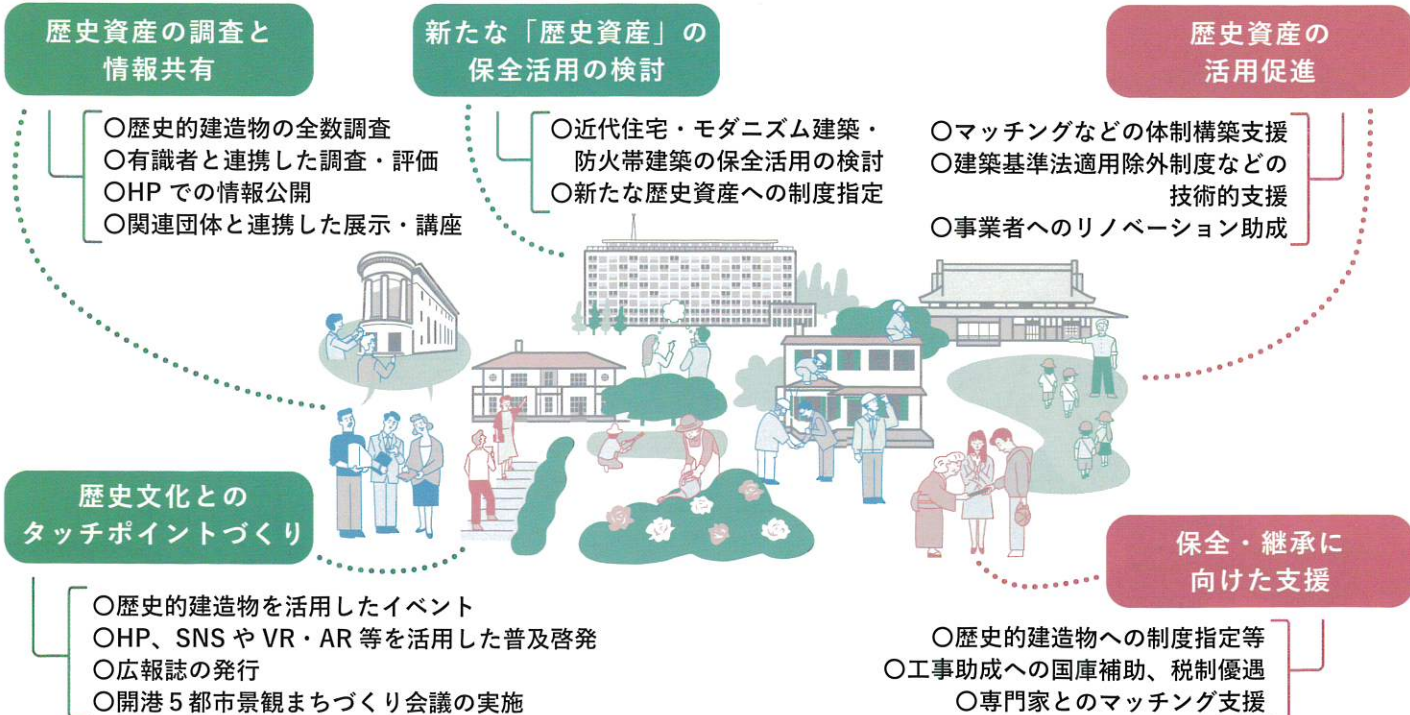
● 計画策定のメリット

歴史的風致形成建造物に対する
▶ 外観改修等への国庫補助の導入
▶ 建物・敷地の相続税の減税（評価額30%控除）等の支援を受けることが可能となります。

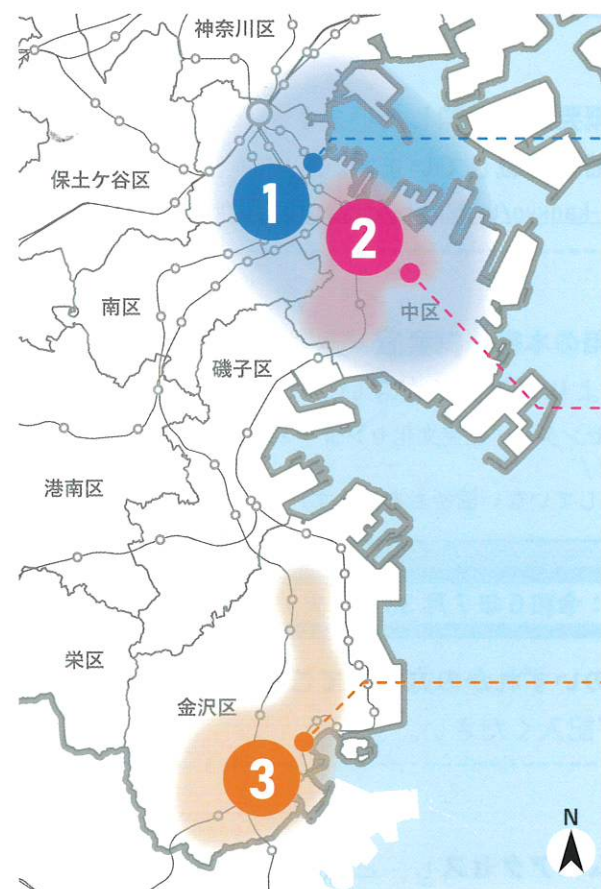
2 これからの歴史を生かしたまちづくりの理念と方針

基本理念 旧きと新しきが混ざりあう、横浜らしさを体感できるまちを目指します。

方針1：横浜の歴史に触れ、知り、楽しむ場づくり × 方針2：歴史的建造物の継承と活用の促進



3 歴史的風致 / 重点区域 / 歴史的風致形成建造物



● 歴史的風致の案

① 横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致



- 主な建造物等 ▶ 横浜赤レンガ倉庫 など
- 主な活動 ▶ 開港を記念する式典バザーなど

② 外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致



- 主な建造物等 ▶ ペーリック・ホール など
- 主な活動 ▶ 市民参加のまちづくり活動など

③ 六浦湊を発祥とする海との暮らしにみる歴史的風致



- 主な建造物等 ▶ 称名寺（史跡）など
- 主な活動 ▶ 祇園舟神事（富岡八幡宮）など

● 重点区域の案

歴史的風致の範囲で重要文化財等を含み、重点的・一体的に施策を推進する区域を指します。以下の4区域を指定します。

- 1 関内区域
- 2 山手区域
- 3 みなとみらい21区域
- 4 三溪園周辺区域

* 歴史的風致③「六浦湊を発祥とする海との暮らしにみる歴史的風致」の範囲については、今後の歴史的建造物の改修等の事業化にあわせて重点区域の指定を検討していきます。

● 歴史的風致形成建造物の指定方針

重点区域において、以下の建造物を指定します。
▶ 横浜市認定歴史的建造物
▶ 有形文化財（国登録、神奈川県指定、横浜市指定）

* 所有者の同意を得られたものに限る。